

社会福祉法人時津会 時津荘デイサービスセンター（指定通所介護）

令和7年1月1日現在

事業の目的	指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所の従業者等が、要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護を提供することを目的とする。
運営方針	① 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。 ② 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。 ③ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
従業者の勤務体制	管理者1名、生活相談員1名以上、看護職員1名以上、機能訓練指導員1名以上、介護職員3名以上、整体療法師1名、事務職員1名、運転手（看護・介護職員兼務）
利用定員	1日 25名
営業日	月曜日から土曜日（祝日含む）（※年末年始の12月29日から1月3日は休業）
営業時間	8時30分から17時30分 ※（内）サービス提供時間9時50分から16時（送迎時間を除く）
第三者評価	第三者評価受審の有無・・・無
サービスの内容	① 入浴サービス ② 食事等の介護 ③ 介護サービス（排泄、移動・移乗等の介助） ④ 相談・援助等の生活指導、レクリエーション ⑤ 個別機能訓練 ⑥ 健康チェック ⑦ 送迎 ⑧ 口腔機能向上指導・実施 ⑨ 若年性認知症利用者受入
利用料	[基本サービス] 法定代理受領分：介護報酬の告示額の1割または2割か3割（介護保険負担割合に記載してある負担割合） [加算サービス]（下記の1割または2割か3割負担） ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：1日につき220円 ④ 科学的推進体制加算：1月につき400円 ② 入浴介助加算（Ⅰ）：1回につき400円 ⑤ 口腔機能向上サービス加算：1回につき1500円（月2回まで） ③ 個別機能訓練加算Ⅱ：1日につき560円 ⑥ 若年性認知症利用者受入加算：1日につき600円 ⑦ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 指定居宅介護サービス介護給付費【上記〔基本サービス〕＋〔加算サービス〕】の9.2% [法定代理受領分以外] 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。 ① 昼食材料費：1食あたり500円。 ② おむつ代・・・実費 ③ 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用・・・費用に要した実費。
通常の事業の実施地域	時津町、長与町、長崎市の北部地区（琴海、西北、岩屋、滑石、横尾、西浦上）
利用に当たっての留意事項	[サービス利用に当たっての留意事項] 利用者は、通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意して下さい。 ① 入浴サービスを利用する際は、安全確保のため、職員の指示に従うこと。 ② 機能回復訓練室を利用する際は、安全確保のため、看護職員等の指示に従うこと。 ③ 送迎サービスを利用する際は、安全確保のため、職員の指示に従うこと。
	[施設利用に当たっての留意事項] ① 送迎時間 サービス開始時に打ち合わせを致します。 ⑤ 喫煙 喫煙は、全館禁煙となっています。 ② 設備、器具の利用 ご利用の前に、必ず職員にお申しつけ願います。 ⑥ 宗教活動 当施設内での宗教活動はご遠慮願います。 ③ 飲食物の持ち込み 持込の際には、必ず事前に職員にお申し付け下さい。飲酒はご遠慮願います。 ⑦ ペット ペット類の持ち込みはご遠慮願います。 ④ 金銭、貴重品管理 各自、管理をお願い致します。（なお、紛失等あった場合は、当事業所は責任を負いかねます）
緊急時等における対応	① 従業者は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。 ② 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。 ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。 ④ 利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
非常災害対策	当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出その他必要な防災訓練を実施いたします。防災訓練とは別に自然災害を想定した自然災害避難訓練も年1回実施いたします。事業所の火災通報装置は煙感知器により作動、食堂、機能訓練室、相談室等にスプリンクラー装置が設置されています。
虐待防止に関する事項	事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じています。 ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。②その結果について従業者に周知徹底を図る。③虐待防止のための指針の整備。④虐待を防止するための定期的な研修の実施。⑤措置を適切に実施するための担当者の選任。⑥事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを時津町に通報するものとします。
身体拘束	事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
苦情対応	利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告します。

事業の目的	介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適正な介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。
運営方針	① 第1号通所事業の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 ② 事業の実施にあたっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。 ③ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
従業者の勤務体制	管理者1名、生活相談員1名以上、看護職員1名以上、機能訓練指導員1名以上、介護職員3名以上、整体療法師1名、事務職員1名、運転手（看護・介護職員兼務）
利用定員	事業所の利用定員は、通所介護、第1号通所介護事業と合わせて25名とする。
営業日	月曜日から土曜日（祝日含む）（※年末年始の12月29日から1月3日は休業）
営業時間	8時30分から17時30分 ※（内）サービス提供時間9時50分から16時（送迎時間を除く）
第三者評価	第三者評価受審の有無・・・無
事業の内容	利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の心身機能に着目した改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、次に掲げるサービスを行います。 ①日常生活動作の機能訓練 ②健康状態の確認 ③送迎 ④その他介護に関する相談
利用料	(1) 第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、指定を受けた市町が定める基準によるものとし、当該第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合証に記載のある負担割合に応じた額とする。 (2) 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。 ① 食事の提供に要する費用・・・500円 ② おむつ代・・・実費 ③ 前号に掲げるもののほか、介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用・・・費用に要した実費
通常の事業の実施地域	時津町、長与町、長崎市の北部地区（琴海、西北、岩屋、滑石、横尾、西浦上）
利用に当たっての留意事項	[サービス利用に当たっての留意事項] 利用者は、介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。 ① 主治医からの指示事項等がある場合には申し出る。 ② 機気分が悪くなったときは速やかに申し出る。 ③ 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。
	[施設利用に当たっての留意事項] ① 送迎時間 サービス開始時に打ち合わせを致します。 ⑤ 喫煙 喫煙は、全館禁煙となっています。 ② 設備、器具の利用 ご利用の前に、必ず職員にお申しつけ願います。 ⑥ 宗教活動 当施設内での宗教活動はご遠慮願います。 ③ 飲食物の持ち込み 持込の際には、必ず事前に職員にお申し付け下さい。飲酒 ⑦ ペット ペット類の持ち込みはご遠慮願います。 ④ 金銭、貴重品管理 各自、管理をお願い致します。（なお、紛失等あった場合は、当事業所は責任を負いかねます）
緊急時等における対応	① 従業者は、第1号通所事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。 ② 利用者に対する第1号通所事業の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。 ③ 事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。 ④ 利用者に対する第1号通所事業の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
非常災害対策	当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、年2回定期的に避難、救出その他必要な防災訓練を実施いたします。防災訓練とは別に自然災害を想定した自然災害避難訓練も年1回実施いたします。事業所の火災通報装置は煙感知器により作動、食堂、機能訓練室、相談室等にスプリンクラー装置が設置されています。
虐待防止に関する事項	事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じています。 ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。②その結果について従業者に周知徹底を図る。③虐待防止のための指針の整備。④虐待を防止するための定期的な研修の実施。⑤措置を適切に実施するための担当者の選任。⑥事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを時津町に通報するものとします。
身体拘束	事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
苦情対応	利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができます。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告します。